

自治会加入促進 マニュアル



出雲市自治振興課
令和3年度改訂

目 次

1. はじめに	1
2. 本書の活用について	2
3. 自治会の必要性和役割	2
4. 自治会加入促進の進め方	
(1) 加入勧誘訪問の手順	3
(2) 予想される質問と回答例	5
(3) 加入促進の決め手	6
(4) 新興住宅団地の新築戸建住宅への取組	6
5. アパート・マンション居住者への取組	
(1) 管理形態の分析	6
(2) 自治会加入または設置に向けて	7
(3) 自治協会への加入に向けて	8
6. 脱退防止の取組	
(1) 役員の活動が負担にならないための配慮	8
(2) 役や会費の見直しの必要性	8
(3) 高齢化・少数化対策として「連合自治会」の活用	8
7. 事例集	
●出雲地域での取組事例	9
●出雲地域外での取組事例	17
8. 資料編	
○出雲市自治会応援条例	19
○出雲市自治会加入促進チラシ	21

1. はじめに

自治会は、隣近所に住む人たちが自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。そして、日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決する役割を担っており、近年では、災害時の助け合いなど、安全で安心なまちづくりの実現に必要な組織として、改めてその重要性がクローズアップされています。

また、少子高齢化の進展にともない、全国的に問題となっている、孤独死の防止や高齢者の生活の見守り、子どもの安全、空き地、空き家の管理など、多様で深刻な新たな課題に対応するため、一層の地域の活動が求められています。

しかし、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、日常の活動にご苦労されている会長さん、役員さんが少なくないと思われます。特に、アパート・マンションなどの集合住宅においては、その傾向が大きいことと思います。

出雲市においては、自治会加入率は平成26年度で市全体が69.7%であったのが、令和2年度では、市全体で60.5%となっており、年々低下傾向にあります。

特に加入率の低い地区は、自治協会が行っている加入促進活動などにより、自治会加入世帯数は、ほぼ横ばいですが、分母の値となる世帯数が増加しており、加入率の低下という結果を招いています。

このような傾向に危機感をもち、市全体の加入率の向上に向けて作成したのがこのマニュアルです。（令和3年度改訂）

このマニュアルを活用していただき、今以上に活発な自治会活動を進めていく上での一助になれば幸いです。

注）・・自治会は地域によっては町内会と呼んでいます。また、それらの連合組織として自治協会（振興協議会、区）があります。この報告書では、特に断らない限り「自治会」という名称でそれらすべての意味を表現することとしています。



令和3年4月
出雲市自治振興課

2. 本書の活用について

これまで、自治会未加入者のほとんどがアパート・マンションなどの集合住宅居住者でしたが、近年はそれに加えて、新興住宅地の一戸建て居住者が増加し、自治会未加入の地域が増えている状況です。

このマニュアルを参考にいただき、皆さんの地域にあった形で加入促進活動を進めていただきたいと思います。

3. 自治会の必要性と役割

未加入者に加入を呼びかける際には、なぜ自治会が必要なのか、なぜ自治会に加入してほしいのかをしっかりと伝えることが必要です。

まずは、自治会の必要性と役割について再認識しましょう。

●つながりができ、「いざ」というときに助け合える

地域の行事などに参加することで、子どもから高齢者まで幅広い世代と接することができます。地域の活動をとおして地域の人とのつながりができ、「いざ」というときに助け合える関係を築くことができます。

※阪神淡路大震災、東日本大震災などの災害時において、多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。

大災害になるほど、救急車や消防車は、すぐには動きません。

より迅速な救助が必要な場合には、地域住民による助け合いが重要です。



●さまざまな地域の情報が得られる

地域や行政からのお知らせ、連絡事項など、暮らしに関わる重要な情報を入手することができます。

●住みよい生活環境づくりができる

防災や防犯、子どもや高齢者の見守り、清掃活動など、住みやすい地域をつくることができます。



●行政に対する相談・要望が効果的になる

地域の課題を相談、要望する際は、個人でするよりも自治会をとおして相談、要望することで、地域全体の問題とすることができ、行政もスムーズに対応できます。

～自治会加入戸数が増えれば・・・～

- ・自治会の活動等の情報が地域全体に広がり、地域活動が円滑に推進できます。
- ・「未加入者は、経費的にも作業的にも負担することなく、防犯灯・イベント参加など会員と同様の恩恵を受けている。」などの現会員の中からの不平不満が減ります。
- ・加入者が増加することで会計に余裕ができ、会費の減額等も可能になります。

4. 自治会加入促進の進め方

自治会に加入していただくためには、訪問前の準備と的確な加入の働きかけを行うことが重要です。

(1) 加入勧誘訪問の手順

①未加入世帯調査

住宅地図などを参考にして未加入世帯の確認

※アパート・マンション等の場合は、オーナーや管理人の協力を得る。



②加入勧誘訪問の準備

- 勧誘文書の作成（活動内容を紹介するパンフレットなども有効です）
- 自治会総会資料（規則、事業計画、予算、役員名簿）等の準備

③役員の共通理解

- なぜ加入促進をするのか。
- 自治会に加入するメリットは何か。（P 2 **3. 自治会の必要性と役割** 参照）

④加入勧誘訪問の方法

• 訪問分担・人数

2～3人程度で訪問先を分担して実施すると負担も軽く効率的です。役員1人での訪問は、相手の抱く信頼度も希薄となり、また、難しい質問等の対応にも苦慮してしまうことがあります。

• 訪問実施時期

加入促進に取り組む熱意や誠意を住民に示すことを考えれば、前期（6月頃）と後期（11月頃）の2回程度の実施が望ましいでしょう。

• 訪問時間帯

相手の対応可能な時間帯を考慮しましょう。

• 訪問

初回の訪問……5分程度の説明
（勧誘文書の配布）

2回目の訪問……1週間後くらいに再訪問



・訪問時の話しかけかた（例示）

私たちは、この〇〇自治会の役員です。この地区にお住まいの皆様ぜひ自治会に加入していただきたいと思ひまして、本日訪問させていただきました。

参考に自治会の資料を持参いたしましたので、検討して下さるとありがたいのですが、再度、お伺ひいたしますのでよろしくお願いしします。



・勧誘文書（例示）

《例》

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新しく住民になられた皆様へ

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

ご 挨拶

この度は、〇〇〇〇自治会の区域内にご転入されましたことに対し、〇〇〇〇自治会を代表いたしまして、心より歓迎いたします。

私ども〇〇〇〇自治会では現在〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住みやすい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、自治会の活動資料等をお届けいたします。ご一読いただき、自治会への加入につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

◎班について

〇〇〇〇様の所属する班は、〇〇班で、

現在の班長さんは、〇〇さんです。

（住所：〇〇町〇〇番地、Tel：〇〇－〇〇〇〇）

◎自治会会費について

月額 〇〇円（支払い方法は、〇〇です。）

例：年度初めに、班長さんにお支払ください等。

ご不明な点などございましたら、お電話などお気軽にご相談ください。

※〇〇〇〇自治会（会長〇〇 〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇）

(2) 予想される質問と回答例

加入の呼びかけで訪問すると、相手に質問されることがあります。簡潔にわかりやすく回答し、もし答えられない質問であれば、後日、役員会等で話し合うなど、誠意をもって対応することにより、信用が得られます。

ここでは、住民からの想定問答と回答をいくつか参考に掲載しました。各自治会によって事情が異なる場合もありますが、一例として参考にいただき、各自治会で想定問答集をあらかじめ用意しましょう。

質問：どんなメリットがありますか？

回答例：広報など行政情報のほかに、地域で作成する情報誌やチラシが回覧されてきますので、身近なイベントへの参加や各種生活情報が入手できます。また、道路や用水路・防犯灯等の改善など日常的な生活安全確保に際しての要望ができ、皆さんが安全で住みよい暮らしができます。

質問：市役所が地域のことをやってくれるのではないですか。

回答例：市役所が市民生活の細やかなニーズ全てに対応することは困難です。自治会と行政が役割を分担し、課題の解決に向けて、住民が主体となって行動することによって、よりよい解決方法を実行することができると思っています。

質問：ここは借家ですから、永くは住みません。

回答例：ここに住まれる期間だけでも自治会の会員である近隣の方と親しくしていただきたいと思います。「いざ」というときは親身になって助け合っているとしたいと思います。

質問：単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれませんが、...

回答例：お仕事ですから仕方ないと思います。役の件については相談してみます。

質問：年間を通して、いろいろと行事に参加しなければいけないのですか？

回答例：交流・親睦のために、参加してほしいとは思いますが、全世帯に参加して欲しいのは、〇〇〇くらいです。基本的には自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。

質問：年寄りの一人暮らしで、少ない年金で生活しているので、会費を減額してもらえませんか？

回答例：役員会で検討してみます。

※一応、言い分は全部聞き、理解できるところは肯定していきます。そして、自治会の現状等説明をします。以上のような会話の中から、自治会加入のお願いをしていきましょう。

(3) 加入促進の決め手

- ①全役員が、新規加入者を一人でも多くしたいという問題意識を共有しましょう。
- ②自分の地域の実態に即応し説得力のある資料を用意するなど、役員の間で共通理解の下に計画的に準備をしましょう。
※新しく転入してきた世帯は、地域の公共施設や医療機関、災害時の避難場所などの情報を十分に持っていません。それらの情報を得られる地図や案内を配布すると、自治会に関心をもってもらうきっかけになります。
- ③前回の加入促進訪問で拒否された世帯にも、役員を代え再訪問するなど、自治会活動の一環として誠意をもって訪問対応しましょう。
※子どもがいる世帯には、お祭りや運動会などの行事や見守り活動など、子どもとのつながりをいかした案内をすると効果的です。
- ④ 加入された方へ役員を紹介するなど、フォローをしていきましょう。

(4) 新興住宅団地の新築戸建住宅への取組

出雲市では、近年、新興住宅地の戸建て居住者が増加しており、その自治会加入促進が大きな課題となっています。

ここでは、前段の加入促進の進め方に加え、新興住宅団地に特化した取組について掲載します。



- ① 自治会未加入の段階から、地域行事のお誘い等、スムーズに地域に参加できるような環境づくりを行いましょ。
- ② 新規に自治会を結成してもらうよう、勧めましょ。
- ③ 自治会結成の依頼は、団地の一区画の約半分に住宅が建った段階で行いましょ。
- ④ 自治会結成と同時に自治協会へ加入してもらうのがベストですが、難しい場合は、まずは自治会結成を勧め、その後、イベント等の案内と一緒に自治協会の加入を勧めましょ。

5. アパート・マンション居住者への取組

ここでは、アパートやマンションなど集合住宅居住者への取組をまとめました。管理形態が様々であるため、どこに話しをもっていくかがポイントになると思います。

※この項では「自治会」とその連合組織である「自治協会」を区別して記述しています。



(1) 管理形態の分析

アパート・マンションの管理形態は、大きく分けて以下のとおりです。管理形態によって自治会加入の話をしていく窓口が異なってきます。

① 分譲マンションの場合

「建物の区分所有等に関する法律」に基づき管理組合を設置することになっています。組合員はマンションの所有者で、建物の共有部分の共同管理や居住世帯の生活課題の

共同管理を行い、自治会の機能と重なる部分があります。厳密には管理組合と自治会は対象者が異なりますが（管理組合は居住・非居住を問わず所有者が、自治会は居住世帯が対象）、管理組合を母体として自治会を別に設立する事例は多くあります。自治会加入においても管理組合が窓口になります。

② 賃貸マンション・アパート等の場合

I. オーナーが管理している場合

この場合は、オーナーが窓口になります。

II. オーナーが契約により管理を業者に委託している場合

この場合も、原則としてまずオーナーを窓口とし、業者へはオーナーを通じて、また、オーナーとともに話をするとよいでしょう。

契約を結ばずに管理を業者に任せているケースもあるようですが、それはIのケースと考えてよいでしょう。

III. 一括借上げシステムの場合（レオパレス21、大東建託、東建など）

最近多い形態です。最長20年～30年契約で業者がオーナーからアパート全室を一括して借り上げ、入居者に転貸するシステムで、自治会関係も含め管理・運営のすべてを業者が行うこととなっています。この場合でも、まずオーナーに話をした上で業者と話をするとよいでしょう。

（2）自治会加入または設置に向けて

アパート・マンション居住者には、自治会が煩わしいものと思われ敬遠しておられる方も多いと思います。また、賃貸アパートなどの場合は、単身者が比較的多く転出入も多いため、地域への定着度も少ないものと思われます。したがって、まず、管理組合やオーナー（業者も含む）と話をしていただき、その後、その協力を得ながら居住者の理解を得ていくという形がスムーズに運ぶものと思われます。

また、建設中のアパート等については、早めにオーナーに自治会加入も入居の条件に加えてもらうようお願いすると効果的です。

① 分譲マンションの場合

前述したように「管理組合」を母体として「自治会」を別に設置し、自治会の代表者（自治会長）は、管理組合の代表者に行なってもらうとよいでしょう。

② 賃貸マンション・アパート等の場合

この場合、まずオーナーに自治会の窓口又は、自治会長になっていただき、徐々にその役を居住者に移行するとよいでしょう。

③ アパート・マンション居住者で組織する自治会の業務などは、次のように管理組合や居住者で行うべき必要最低限のものとすると無理がないでしょう。

- 自治会の情報連絡（行政広報や自治協会等地域からの情報を含む。）
- 建物の清掃活動
- 建物周辺の除草、ゴミ拾い等の美化運動
- 自治会費は、家賃や共益費等に含めて集金する。

④ ②のうち、ワンルームマンション・マンスリーマンション、単身者・派遣企業勤務者・外国人が主な居住者の場合、また、小さなアパート（10戸程度）などの場合は、実際に自治会活動を行うことは困難なことが考えられますが、オーナーに自治会の窓口又は、自治会長となっていただくとともに、居住者からはまずは必要最小限の自治会費をいただくことで、まず、自治会に加入したという形から入ることも必要と思います。

(3) 自治協会への加入に向けて

出雲市は、ひとつの自治会の規模が比較的小さいこともあり（平均世帯数は17.6世帯）、防犯・防災活動などに効果的に取り組むためには、自治会の連合組織であり、かつ、地区社協や体協など住民団体と強い結びつきをもっている自治協会に加入してもらう必要があります。しかし、一方でそれに伴い、自治会とは別に各種の役や会費が発生してきます。

アパート・マンション居住者で組織する自治会に対しては、必要がある場合は、積極的な参加があるまでの暫定措置として、次のように、役と会費への配慮について検討する必要があります。

- ① 依頼する役は、行政や地域情報の伝達、非常時・緊急時の連絡、非常時訓練への参加など必要最低限のものとするなど。
- ② 会費（区費なども含む。）は、共益費的性格のもの（「(狭義の)自治協会費」及び「安全・安心関係経費」)程度とするなど。
- ③ 地区全体の活動については、非常時訓練や環境美化活動などには全体で参加してもらうが、親睦活動（祭り、地区体育祭、各種スポーツ大会等）については、希望する者が自主的に参加することとするなど。

6. 脱退防止の取組

(1) 役員の活動が負担にならないための配慮

- ① できる範囲で活動してもらう共通認識づくり
「一に仕事、二に家庭、その次が自治会」などの優先順位を共通認識として心がけましょう。
- ② はじめて役員につく方への配慮
役員未経験でも、困らないようにマニュアルの整備やしおりを作成しておきましょう。

(2) 役や会費の見直しの必要性

多くの役に対応できないという理由から、自治会単位で自治協会からの脱会を考えるとところもあります。時代に即応して、役や会費を検証し、整理・合理化を検討することが必要です。

特に、一人暮らしの高齢者に対しては、いかなる点に配慮するかについて、各自治会で十分検討し、決定していただきたいと思えます。

【事例】

- ・ 高齢者、身体障がい者、生活保護世帯、母子（父子）世帯等に対し、会費の免除、減免。
- ・ 高齢者に対しての役員、行事参加の免除等。

(3) 高齢化・少数化対策として「連合自治会」の活用

高齢者世帯や少数世帯で構成する自治会への対策として「連合自治会」を結成している地区があります。5～10程度の自治会で組織し、役への対応ができにくい高齢者に大きな負担がかからないよう、役の割り当てなどを検討することが可能になります。

7. 実例集

ここでは、出雲地域での自治会加入促進や自治協会活動に関する取組を紹介しますので参考にしてください。

高松自治協会

① 加入促進プロジェクトチームを結成

高松地区をあげて自治協会加入率の向上に取り組もうと、地域内の各大字6地域の会長が中心となる「加入促進プロジェクトチーム」を結成し、年3回、会議を開催している。大字単位で取組を進めていることから、より裾野の広い活動となっている。

また、この会には市からの参加を得て、意見交換を行った。

② 先進地視察

令和元年度は、活発に加入促進に取り組んでいる松江市の「まつえ町内愛PROJECT」の視察を行った。

今後の加入促進の取組の参考とする。

③ 横断幕、看板による啓発

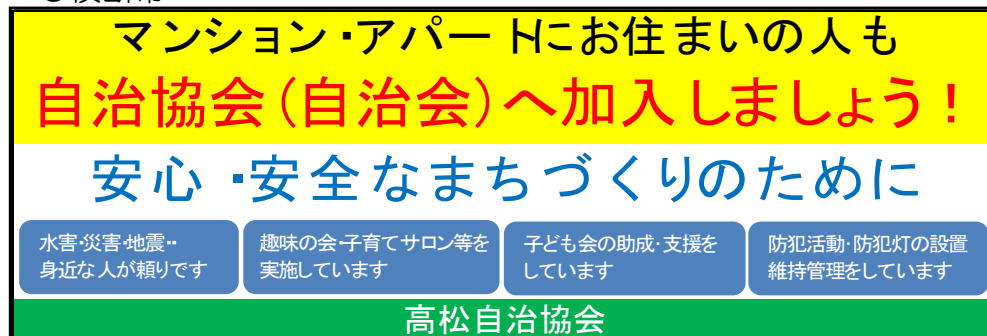
未加入者への加入呼びかけと地域内の活発な加入促進活動を促すことを目的として、地域内4箇所に横断幕を、1箇所に立看板を設置している。

地道な取組ではあるが、日常的に「自治協会」「自治会」の重要性をPRすることで地域の絆を認識していただけるものと考えている。

○立看板



○横断幕



【設置場所】

*横断幕4箇所

(高松小東、コミセン駐車場、ラピタ浜山店、佐藤クリニック)

*立看板1箇所(高松コミセン玄関前)

④ 加入促進チラシによる啓発活動

加入促進チラシを作成し、地区内の行事の際に配布、又は高松コミュニティセンターの窓口に設置して加入促進に取り組んだ。

【作成チラシ】

「高松自治協会に加入しましょう」

自治会員の声

寿会活動などの交流が楽しみです。隣近所の方々が日頃から気に掛けてくれるので安心しています。(70代男性)



諸活動・行事に参加し、行動の場が広がることで地域の方と知り合いになり、いろいろ教えていただけることに自治会の良さを感じています。(50代女性)



子育て支援の場に参加しています。いろいろ相談にのってもらったり、親子でお友達ができて喜んでいます。(30代女性)



よくある質問

Q 自治協会の年会費はいくらですか？

A 自治協会の年会費は 3,500 円
(前期 2,000 円 後期 1,500 円)
アパート・借家 1,750 円
会費は各種団体の活動支援に使います。

Q 役をやらないといけないと聞きますが…？

A 自治会員で分担して行います。
まずは一度自治協会にご相談ください。

Q 自治協会に加入する方法を教えてください。

A 加入を検討される方は下の申込書により、高松自治協会事務局（高松コミュニティセンター内）までお問い合わせください。

高松自治協会事務局
(高松コミュニティセンター内)
出雲市松寄下町 703-1
TEL (0853)21-0671
FAX (0853)21-0682
E-mail takamatsurcc@local.city.izumo.shimane.jp

高松自治協会加入及び相談申込書

次のとおり自治協会へ加入（相談）申し込みます。

平成 年 月 日		
氏名	電話番号	—
住所	町	番地

高松自治協会に加入しましょう

—安心・安全なまちづくりのために—

いざという時、頼りになる人が身近にいますか？
互いに支え合い、助け合える近隣関係づくりを始めてみませんか？



自治協会の主な役割

- 回覧などにより、行政情報だけでなく細やかな地域の情報等をお知らせします。
- 住民同士の交流・親睦をはかり、地域みんなの連帯感を深めることで生活の充実を目指します。
- 防災や防犯活動等により、安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- 住民が生活していくうえで発生する様々な問題の解決に取り組みます。

高松自治協会

事務局：高松コミュニティセンター内
TEL 21-0671 FAX 21-0682
E-mail : takamatsurcc@local.city.izumo.shimane.jp

自治協会・町内会の主な活動

町内会によって、活動の内容は若干異なりますが、主に次のような活動を行っています。

ごみ集積所

集積所の設置や清掃などを、皆で協力しながら行っています。



防犯灯

暗い夜道を明るく照らす「防犯灯」を、設置・維持管理しています。



環境美化

きれいな街づくりのために、高松一斉クリーンデーへの参加や、町内の清掃、草刈り等を行っています。



防災

日頃の防災訓練などのほか、災害発生時は援護活動などを行います。



防犯

犯罪のない安全安心な街にするため、登下校の見守りや、見守りパトロールなどを行っています。



交通安全

交差点での交通安全の呼びかけや、交通安全キャンペーンなど、交通事故防止の活動を行っています。



子ども会

子ども達の健全育成のための活動などを行っています。



高齢者支援

高齢者の見守り活動や敬老会事業など、高齢者を地域で支えあう活動を行っています。



広報（回覧板・掲示板など）

町内会やコミセン、市などからの生活に役立つ情報をお知らせしています。



親睦活動

ご近所同士の交流・親睦を深めるために、七恵まつりや体育祭を開催しています。



地区の各団体をサポート（協力金）

連合町内会、社会福祉協議会、体育協会、消防分団、交通安全協会。



町内会は、住みよい地域にしていけるため、みんなで協力し合って、さまざまな活動を行っています！



たかまつマップ



高松地区緊急避難場所兼一時避難所

- ・町内会指定場所
- ・浜町ビル加工工場
- ・若宮神社（浜町）境内
- ・白枝公会堂
- ・カメラリーナ
- ・出雲文化伝承館
- ・砂子田公会堂
- ・出雲郵便市場

地震
水害
土砂災害
津波

出雲市の指定緊急避難場所兼避難所

- ・出雲農林高校体育館
- ・浜山中学校体育館
- ・高松小学校体育館
- ・高松コミュニティセンター

四絡自治協会

① 戸建住宅の訪問による加入促進

令和元年7月、戸建未加入世帯へ役員5名が中心となって、戸別訪問をして加入促進を行った。訪問時には自治協会が作成した加入促進パンフレット、加入申込書、子ども会活動、イベント情報（夏井いつき句会ライブ）を配布して、自治協会活動や町内会について説明し加入を呼びかけた。

新しく戸建で転居された世帯へ各地区自治協会長が直接訪問して、町内会結成の促進と相談の仲介を行っている。

結果として、新たに4町内会（17世帯）が結成され、既存の町内会に28世帯が加入した。

② 愛育会、PTAで自治協会をPR

四絡幼稚園愛育会総会と四絡小学校PTA総会では、四絡自治協会のPRタイムの中で、四絡自治協会長と四絡コミュニティセンター長から保護者に向けて、人とのつながりが希薄化している中で、地域コミュニティの基盤である自治協会の組織や活動内容を丁寧に説明した。

自治協会のさまざまな活動は、コミュニケーションをとる機会になり、地域で人と人とのつながりをつくっていく。防犯・防災・福祉など、「いざ」という時に助け合える関係ができ、誰もが安心・安全な住みやすい地域にするために、自治協会や町内会に関心を持ってもらえるようPRした。

【当日配布資料】

- * 町内会（自治会）加入のご案内・申込書
- * 町内会（自治会）加入促進パンフレット
- * 出雲市ハザードマップ
- * 四絡の歴史まち歩き

③ 災害時にこそ自治会（町内会）

四絡には、四絡災害時支援隊が結成され、災害時には災害対策本部や町内会と連携して、要支援者を避難所まで支援する組織がある。しかし、アパート・マンション住まいに多い未加入世帯はつながりが薄いことから、支援体制づくりに課題がある。

いつ起こるかわからない災害や、地域の安心安全のための防犯・防災活動、快適な生活環境を維持する清掃活動、住民同士の交流と親睦を通じて地域の「絆」や連帯意識を高めいざという時に助け合える、自治協会や自治会（町内会）への理解を深めてもらえるよう、啓発活動を継続的に行っている。



④ 幼稚園愛育会、小学校PTA、四絡自治協会、コミセンの4者まちづくり懇談会

四絡幼稚園（園長、愛育会会長、愛育会副会長）、四絡小学校（校長、PTA会長、PTA副会長）、四絡自治協会（会長、副会長）、四絡コミュニティセンター（センター長、チーフマネジャー、マネジャー）でまちづくり懇談会を開催した。

小～中学校の9年間、子どもたちの多くは自分の住む地域の学校に通っている。その四絡地区の未来を担う子どもたちが将来どんな人に育ってほしいかを学校・地域・家庭でともに考え、それぞれの現状や課題を共有し、相互の連携により、未来ある子どもたちの健全育成について話し合った。



懇談会では、「子どもが地域の人にあいさつがよくできるようになった」「地域ボランティアの授業支援で地域への関心が高まった」「地域住民からは、子どもたちと触れ合う機会が増えたことで元気をもらった」など、地域とのつながりが深まっているとの意見があった。

【主な話題】

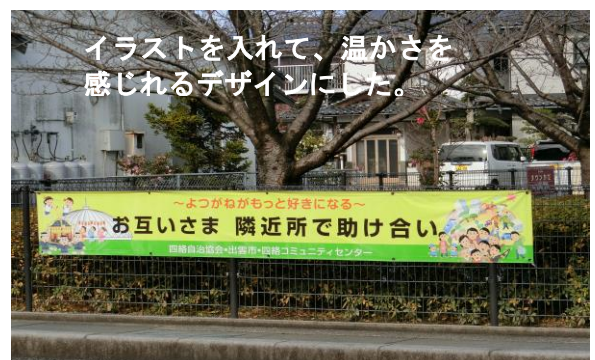
- * 幼小学校の外国人園児・児童の支援について。
- * コミセンと学校、保護者による連携で、多文化共生の取組の輪が広がっている。
- * 地域ボランティアによる見守りで児童は安心して登校している。
- * 地域の人との交流が多くなった。
- * 交通量の多い地域で、自転車や車との軽い接触事故があった。
- * 若い保護者のアイデアを出してもらうことも協力のひとつでは。

⑤ 加入促進横断幕でPR

自治会（町内会）加入を呼びかける横断幕を、小学校、アパート・マンション周辺や新興住宅周辺に掲示し、加入促進をした。

【設置場所】

- * 四絡小学校 * 四絡幼稚園 * 矢野集会所
- * おやま保育園 * 姫原北公園 * 姫原南公園
- * 出雲会館センターボウル * ヤマダ電機
- * 県農業機械商業協同組合 * 四絡コミセン



⑥ 「夏井いつき句会ライブ」で自治会（町内会）PR

自治会（町内会）や地域活動に関心の薄い自治協会未加入者や、増えている外国人住民を同じ住民として受け入れ、地域住民とのコミュニケーションを図る機会にしようと、「夏井いつき句会ライブ」を開催した。

未加入戸建て世帯や幼小中学校に、日本語版とポルトガル語版のチラシを配布し参加を呼びかけた。

未加入世帯や外国人住民の参加は少なかったが、まちづくりの楽しさを体感できたのではないかと思う。また、句会ライブをとおして外国人住民のキーパーソンや地元コーディネーターとの出会いがあり、これからの四絡に必要な「つながり」が生まれた。

⑦ 加入促進パンフレットで啓発活動

四絡地区の主要施設や避難所を掲載した「よつがね安心マップ」、出雲市ハザードマップ、地域の紹介、地域団体や活動内容、自治協会の組織や会費など地域を総合的に紹介するパンフレット2,000部を作成し、戸建て世帯の訪問や幼稚園、小学校の保護者との懇談会の際に活用している。

また、出雲市役所市民課ロビーに設けてある、自治協会加入促進コーナーに加入促進パンフレットを設置し、四絡自治協会を紹介している。

⑧ その他の取組

- 1) 自治協会正副会長会の開催（毎月1回：地区の現状や意見、加入状況について協議）
- 2) 自治委員総会（5月の総会時に加入促進活動状況を報告と、促進の協力依頼）
- 3) 広報よつがね（毎月10日発行：自治会活動を紹介とPR）
- 4) よつがね夏祭りや文化祭で「自治協会PRコーナー」を設置し啓発活動
- 5) コミュニティセンター入口に、自治会加入啓発看板を設置

川跡自治協会

① 加入促進委員会・プロジェクトチームの結成

平成19年度に自治協会役員、幼稚園愛育会、小学校PTAなどで構成する加入促進プロジェクトチームを結成し活動を開始した。

平成20年度には町内会加入促進を川跡自治協会の重点事業とし、未加入世帯への戸別

訪問を実施。検討会議では大字毎の取組状況や成果を報告し合い、未加入者ニーズの把握や今後の取組方について協議を重ねた。

平成 30 年度には若い子育て世代や女性の委員を増員し、体制を強化した。

② 加入促進啓発看板・横断幕等の設置

コミュニティセンター玄関横に「町内会(自治会)加入相談・申込み受付中」の看板を設置し随時相談を受け付けていることを住民に周知した。(出雲市地域コミュニティづくり支援補助金)

地区内の交通量の多い交差点や企業、小学校、保育園等の協力を得て加入促進横断幕『町内会(自治会)に加入しましょう！子どもから高齢者まで、お互いに助け合う安心でやさしいまちづくりの仲間入りをしませんか』を地区内 5 か所に掲示し加入を訴えた。(出雲市地域コミュニティづくり支援補助金)

平成 28 年度より毎月 10 日を「加入促進活動推進の日」と定め、加入促進桃太郎旗、車両マグネットを作成し啓発活動を推進。また未加入世帯が多数参加するイベント等で加入促進桃太郎旗を会場に設置し自治会加入を啓発した。



③ 自治会加入促進チラシを作成・配布

加入促進チラシを作成し、未加入世帯への戸別訪問、未加入町内の説明会に利用。災害時の避難、助け合いの重要性、地域との交流を通して絆や連帯感を深め、安心・安全で暮らしやすいまちづくりの仲間入りを訴えた。

平成 29 年度には戸建て未加入世帯全戸へ加入促進チラシを配布した。留守宅にはポスティングし、在宅世帯には説明を行った。その月のコミュニティセンター報も併せて配布することで、地域活動の情報を伝えることができ、有効な手段のアイテムとなった。(結果：個人新加入 2 世帯)

④ 保育園・幼稚園・小学校保護者に加入促進資料の配布

加入促進パンフ・資料等を保護者宛てに配布し、防災・地域の絆・共助の大切さを訴え加入を促した。(結果：アパート個人 新加入 1 世帯)

⑤ 未加入町内への説明会を開催

大字毎のプロジェクト担当者と事務局が自治会未結成の地域に赴き、自治会組織の利点や自治協会の活動について説明を行い、自治会結成を促した。

【当日配布資料】

- *加入促進パンフレット
- *自治会加入のお願い文
- *自治会役員・負担金について

⑥ アパート管理者への加入促進協力説明会を開催

アパート管理者、所有者を対象に災害時の避難体制などの重要性を説明し、入居者の安全確保について検討し、加入促進の協力に対する意識づけを行った。(結果：アパート新加入1町内)

⑦ 加入促進説明用DVDを作成

未加入者に自治会について理解してもらうために、結成事例紹介を主としたDVDを作成した。新しく町内を結成された住民からの自治会を結成して良かった点、暮らしが変化した点など生の感想と地域住民の交流場面、防災訓練等を収録した。町内会を結成したことにより『安心感』を得たとの感想が印象的だった。



収録内容

- 新しく自治会を結成された方にインタビュー形式で収録
 - ・自治会結成までの経過
(結成のきっかけ、役員決め、町内名等)
 - ・現在の自治会の様子
(交流の様子、良かった点、困っている点等)
- その他、地域の交流事業、防災訓練等の様子

未加入町内への説明会では、このDVDを視聴することで緊張感もほぐれ、不安も解消され、質問や意見交換が活発になった。

⑧ 未加入世帯の防災訓練への参加を促進

未加入世帯に、加入促進チラシとともに川跡地区防災訓練の参加を呼び掛けた。今後、加入促進を進めるうえで災害対策が加入メリットの大きな一つであると捉え、引き続き参加を呼び掛けたいと思う。防災意識の高揚と地域コミュニティの重要性が理解され、加入促進につながっていくと考える。

⑨ 重点地区への取組

地区内で最も未加入世帯の多い高岡地区を促進重点地区として、担当民生委員の協力

を得て働きかけを行った。

アンケート調査を実施し住民の意識調査をした。(料金受取人払郵便にて返信を依頼
回答 10 通/102 世帯)

加入されない理由としては、忙しくて役が回ってくると困る、会費の負担があるため
との回答が多かった。また加入しなくても何も困らない、近所づきあいが煩わしいとの
回答もあった。町内会活動で共感できるものとしては、行政に関する情報が入手できる
が一番多く、次に防犯・防災や福祉などの活動があり安心して暮らせる、催しなどを通
して交流が広がる、地域で子育て活動に取り組んでいる、災害時などいざというときに
安心できるとの回答であった。きっかけがあれば自治会に加入したいかとの問いには、
思うと思わないが半々の回答であった。また自分が住む地域に何か役に立ちたいと思う
かの問いには半数が思うと回答していた。

今後は戸別訪問で住民との信頼感を深め、町内会説明会の開催により理解を求める必
要があると考える。

⑩ 子育て世代との意見交換

町内会設立時にリーダーとなって町内を結成された方、新しく家を建てたが町内会
未加入の方、町内会を結成したが数年後に脱退された方、元々親の代から町内会に入っ
ている方等との意見交換会を行った。若い世代の中には町内会に興味がない、町内会の
意味や存在すら知らない人も多数いることが分かった。また選択校区制もネックになっ
ていることも再認識できた。

まずは、町内会をつくって隣り近所の親交を深めてもらうことから進めていくことが
重要であり、その後、互いの信頼感を醸成し、自治会加入への理解を求めていくことが、
これからの加入促進の進め方の最善の方法であると思った。

今後の課題としては宅地造成の急速化への対応やアパート世帯への加入促進、高齢化によ
る町内会の弱体化がある。高齢化による町内会の脱退や解散もあるのが現状である。

これからも川跡地区は以下を柱に加入促進を進めていきたいと思う。

- ◆防災活動で安心・安全なまちづくり
- ◆地域で子育て支援
- ◆子どもから高齢者まで楽しい交流と親睦
- ◆支えあい助け合う強い絆づくり
- ◆魅力ある自治会づくり

以下は、出雲市外の他地域での取組事例です。

防災訓練安否確認活動

地震発生時の安否確認訓練の当日、無事であることを示すために、家のドアにタオルなどの所定の目印になるものを取り付けます。これを自治会の防災組織などのメンバーが確認してまわり、目印を出していない家には声をかけて安否確認を行います。

この訓練の様子を見て、それまで自治会に無関心だった人が、加入したいと申し出てもらえるようになりました。

このように実質的な活動を、見える形で実施することで、自治会の役割を理解してもらい、参加への必要性を再認識することにつながりました。



つながりをつくる親睦会

退職した後、地域に目を向けると、お互いに名前を知らないし、顔も知らない状況。もう少し地域を知る必要があるのではないかと、酒とつまみを持って、親睦会を開催しました。最初は23名ほどの参加でしたが、回を重ねて10回となりました。

まずは自己紹介ということで、どういうことに興味を持っているかアンケートを取ると、老後の生き方、趣味の話、職業の話・・・そして、肝心の地域活動。少なくとも関心があるようで、そこから自治会について話を発展させていきました。

【期待される効果】

- 各自で飲み物等を持参してもらうことで、気兼ねなくリラックスできる。
- 地域の人材発掘が期待できる。
- 世代間の交流のキッカケとなり、役員候補の発掘が期待できる。
- 自治会の良さを伝えることができる。
- 自治会以外の団体との交流のキッカケになり得る。
- 地域住民のニーズが知れる。



ママトモLINEグループ

ママさんたちのゆるやかなコミュニティでLINEグループを作成しました。
地域のお知らせや町内会行事のお手伝いなどの募集などの連絡ツールとなっており、行事へ参加しやすい雰囲気となっています。

新築戸建住宅への加入呼びかけ！

町内に住宅地が造成され、戸建て住宅の建設が始まりました。これと並行するかたちで、自治会の役員で、どのように自治会加入の取組を進めるか話し合い、対応しました。

まずは、下記の書類を入れた封筒を全戸配布しました。

- ・自治会の活動内容、子どもを対象とした行事、役員名簿などを記載した資料
- ・会長名を入れた自治会加入チラシ ・自治会区域の略図 ・自治会規約

しばらく、連絡はありませんでしたが、しだいに加入申し込みの連絡が増え、結果的にほとんどの世帯が自主的に加入されました。

その理由として・・・

- ① 加入勧誘前から、広報誌を配布していたこと。
- ② 民生委員、児童委員などが、毎日、熱心に登校時の子どもたちを見守り、子どもたちと顔なじみになり、信頼関係が構築されたこと。
- ③ 時期的に、子どもの参加する行事が続いたこと。

学生団体と連携した地域活動

自治会での担い手不足の問題や、地区内に大学を有しており、若者が多く住んでいるという特徴を生かしたいとの思いから、地区の夏祭りの手伝いに知り合いの大学生2人に声をかけたのがきっかけ。その後、そこでの手伝いや地域住民とのふれあいが楽しいと感じた学生が、次の年から友達を連れて自主的に夏祭りに手伝いに来てくれるようになりました。そのうち、同じ思いを持った学生たちが集まり、学生団体を結成。現在は地区のまちづくりについて学生団体の学生たちと一緒に考え、活動をしています。



8. 資料編

○出雲市自治会等応援条例

(平成 27 年出雲市条例第 42 号)

前文

私たちのまち出雲市では、海、山、平野、川、湖など豊かな自然の下、長い歴史の中で育まれてきたそれぞれの地域コミュニティが、今日も受け継がれている。

この地域コミュニティにおいては、自治会等がその中心的な担い手となり、地域を元気にする自立的な活動主体として、また行政のパートナーとして、豊かな地域社会づくりのために、これまで大いに寄与してきた。

しかし近年、少子高齢化の進行や、人々の価値観や生活形態の多様化などにより、自治会等への加入や自治会等の活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧される状況となっている。

東日本大震災や、ゲリラ豪雨などによる度重なる自然災害の経験から、人と人とのつながりや絆、助け合いの大切さ、地域コミュニティの重要性が再認識されている今日、その中核となる自治会等の活性化は、取り組むべき喫緊の課題である。

このような認識の下、個々の家庭環境や価値観の違いを超えて、より多くの地域住民が参画する自治会等の形成とその活動を応援し、「交流と支え合いで絆を育み、そして感動と笑顔が生まれる豊かな地域コミュニティ」の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域コミュニティの役割の重要性に鑑み、地域コミュニティの形成の推進に係る基本理念を掲げ、地域住民、自治会等及び事業者の役割並びに議会及び市の責務を明らかにし、地域コミュニティの中心的な担い手である自治会等を応援することで、地域住民相互の連帯感の一層の醸成と、誰もが安心して暮らせる地域コミュニティの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会、区、振興協議会、自治協会その他の団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(以下「住宅の建築等」という。)を業として行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 地域コミュニティ形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 豊かで良好な地域コミュニティの大切さを認識し、自治会等が担う役割の重要性を理解すること。
- (2) 地域住民相互の協力と支え合いの精神を基調とし、地域住民の自主性及び自発性を尊重すること。
- (3) 自治会等の自立性や個性を損なわないよう配慮すること。
- (4) 地域住民、自治会等、事業者、住宅関連事業者、議会及び市がそれぞれの役割を認

識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組むこと。(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域社会の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、誰もが参加しやすい開かれた活動の実施、当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、地域住民が自治会等の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

2 自治会等は、地域住民が参画しやすい開かれた組織づくり及び地域を担う人材の育成に努めるものとする。

3 自治会等は、その活動に関する情報を地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自治会等の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の自治会等の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会等の活動の活性化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等に加入すること及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治会等への加入及び活動の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

(議会の責務等)

第8条 議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるよう、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域コミュニティの活性化に努めるものとする。

(市の責務等)

第9条 市は、地域住民の自発的な自治会等の設立及び加入並びに自治会等の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会等の負担軽減に配慮するものとする。

3 市は、自治会等への理解と関心を深めるための広報活動及び啓発活動を積極的に行うものとする。

4 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識の下、積極的に地域活動に参加するとともに、職務の遂行に当たっては、自治会等との協働に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○出雲市自治会加入促進チラシ

町名とコミュニティセンター名 (町名、あいうえお順)
町名からコミュニティセンター名が分かります。

町名	センター名	町名	センター名	町名	センター名	町名	センター名
朝山町	朝山	小津町	北浜	大社町慶根	逢根	斐川町阿宮	阿宮
芦渡町	神門	湖陵町板津	湖陵	大社町日御崎	日御崎	斐川町伊川	伊川
荒茅町	長浜	湖陵町大池	湖陵	大社町蓬場	蓬場	斐川町今在家	久木
医大南町	塩治	湖陵町差海	湖陵	高岡町	川跡	斐川町伊洲	出東
稲岡町	川跡	湖陵町三部	湖陵	高松町	高松	斐川町字頭	荘原
猪目町	湖洲	湖陵町常楽寺	湖陵	多伎町奥田橋	多伎	斐川町上庄原	荘原
多伎町	今市	湖陵町二部	湖陵	多伎町小田	多伎	斐川町上菅江	伊波野
今市町北本町	今市	湖陵町畑村	湖陵	多伎町神原	多伎	斐川町神庭	荘原
今市町南本町	今市	西庭町	西田	多伎町口田橋	多伎	斐川町神水	出西
十六島町	北浜	坂津町	佐香	多伎町久村	多伎	斐川町求院	出西
宇都子町	糠原	坂津町	佐香	多伎町多岐	多伎	斐川町坂目	出東
坂北町	今市	佐田町朝原	須佐	多伎町	檀山	斐川町坂田	出東
新南町	今市	佐田町一窪田	窪田	多伎町	久多谷	斐川町三分	出東
江田町	高浜	佐田町大呂	須佐	武志町	川跡	斐川町出西	出西
枝大津町	大津	佐田町上橋渡	窪田	知井宮町	神門	斐川町荘原	荘原
塩治町	塩治	佐田町北津	窪田	地合町	伊野	斐川町富村	伊波野
塩治有原町	塩治	佐田町佐津田	窪田	銀山新町	塩治	斐川町鳥井	伊波野
塩治神前	塩治	佐田町下橋渡	窪田	常松町	高浜	斐川町直江	直江
塩治善行町	塩治	佐田町須佐	須佐	天神町	塩治	斐川町中津	出東
塩治町南町	塩治	佐田町高津屋	窪田	東郷町	久多美	斐川町名島	伊波野
塩治原町	塩治	佐田町反邊	須佐	東郷町	久多美	斐川町原富	久木
大島町	神西	佐田町原田	須佐	所原町	朝山	斐川町稲富	久木
大津町	大津	佐田町東村	窪田	長浜町	長浜	斐川町二給	荘原
大津町舎	大津	佐田町八幡原	窪田	中野町	川跡	斐川町美南	久木
大塚町	四給	佐田町吉野	須佐	中野美保北	川跡	姫原町	四給
大津新崎町	大津	里方町	高浜	中野美保南	川跡	平田町	平田
岡田町	檀山	灘分町	灘分	灘分町	灘分	平野町	高浜
荻野町	川跡	下古志町	神門	西神西町	神西	船津町	上津
奥宇賀町	西田	下棟町	高松	西新町	神門	別所町	湖洲
乙立町	乙立	白杖町	高松	西園町	長浜	本庄町	朝山
小山町	四給	神西沖町	神西	西神西町	神西	馬木町	西山
釜浦町	北浜	神西新町	神西	西新町	神門	馬木北町	朝山
上塩治町	塩治	外園町	長浜	西園町	長浜	松寄下町	高松
上岡田町	久多美	園町	東	西園町	長浜	松寄下町	高松
上島町	上津	大社町鶏跡	鶏跡	西谷町	上津	美保町	北浜
唐川町	湖洲	大社町鷺浦	鷺浦	西林木町	鷺原	美保町	北浜
河下町	湖洲	大社町宇籠	日御崎	野石谷町	久多美	見々久町	朝山
神門町	神門	大社町栲葉北	大社	野石谷町	久多美	見々久町	朝山
日下町	高浜	大社町栲葉西	大社	野野町	伊野	矢尾町	高浜
久多見町	久多美	大社町栲葉東	大社	野尻町	糠原	八島町	高浜
口宇賀町	園富	大社町栲葉南	大社	浜町	高松	矢野町	四給
園富町	園富	大社町北荒木	荒木	糠原町	糠原	美野町	伊野
小伊津町	佐香	大社町修理免	免木	東神西町	神西	鹿園寺町	東
小境町	東	大社町中荒木	荒木	東園町	長浜	渡穂町	四給
古志町	古志	大社町入南	逢根	東林木町	鷺原		

※50番以上の番地は、別表をご覧ください。

自治会への加入について、考えてみませんか!

市長からのメッセージ

自治会の活動を応援します!!

自治会は、地域住民の話し合いなどにより自主的に運営されている、最も身近な住民自治組織です。地域のつながりの中で、人と人が支え合いながら、心豊かに安心して暮らせ、「ずっと住み続けたい」「住んで良かった」と思えるまちとなるよう市も全力で応援していきます。



※自治会は、地域によっては町内会と呼んでいます。



自治会の付き合いは、なんとなくくわらわしいと感じるかもしれませんが、日ごろのご近所との付き合いは生活に活気や安心を与えてくれます。また、いざという時は、普段から交流している身近な方が頼りです。



災害時こそ、自治会

大規模災害発生時には、消防、自衛隊などの「公助」がすぐに、すべての地域へ届かないかもしれません。すぐに現場に駆けつけられるのはご近所の方々です。



(資料)「1995年兵庫県南部地震における住民互助による救助報告書」(平成5年11月日本防災学会)から抜粋

子育てに不安はないですか?

近所に知り合いができて、安心して子育てができます。

退職後の将来は…

退職した後の交流の場として、今から地域での仲間づくりをしておきましょう。

独り暮らしで不安はないですか?

自治会に入っていれば、日常的な声かけや、安否確認など、地域に見守られて、安心して暮らせます。

自治会の活動内容が知りたい、加入したい、そんな人は…

まずはご相談を!

各チラシ内の「自治会加入相談申込書」を自治振興課、又は各地区コミュニティセンターに提出してください。(提出は持参の他、郵送、FAXでも可)

あなたがお住まいの地域の自治会情報をお知らせします。

自治協会とは?

自治会を束ねる組織で、大きなイベントの開催や自治会単位では解決できない課題解決を図るなど、重要な役割を担う組織です。

自治協会の活動

地域の交流

地域の祭りや文化祭、運動会やスポーツ大会などのイベントを通して、交流と親睦を図っています。



親睦会や旅行、趣味の会などを開催しています。

情報の伝達

自治会を通して、「広報いずも」など市や各種団体からの情報紙等の配付や、情報伝達を行っています。

住民と行政とのパイプ役

困ったことや、地域の要望などをとりまとめ、市などに伝える活動を行っています。

自治協会の工夫

各自治協会では、行事や役員数、負担金の額を見直しなど、持続可能な会の運営に取り組んでいます。

～取組例～

- 一日開催の行事を半日開催とする。
- 文書で済むものは文書を送付し、役員会の開催をできるだけ減らす。
- 自治会から1名選出の役員を、複数自治会から1名の選出とする。
- 高齢者世帯に対し、役員の免除や会費の減免を行っている。

防災

「水害・火災・地震…大きな災害が起こったときには…?」自治会など普段から交流している身近な方が頼りです。自治会では、自治会と連携して、防災訓練などに取り組んでいます。



見守りと助け合い

登下校中の子どもたちへの声かけや、横断歩道での安全確認など、地域で子どもたちの安全を見守ります。高齢者サロンや訪問見守り活動などの支援を行っています。

その他

防犯、交通安全、環境美化、清掃など、身の周りのさまざまな課題に取り組んでいます。

自治会加入相談申込書

加入申し込み、ご相談を希望される方は、この申込書に記入のうえ、自治振興課、又は各地区コミュニティセンターへご提出ください。あなたがお住まいの地域の自治会情報をお知らせいたします。

フリガナ 氏名	日中の連絡先 電話番号	令和 年 月 日
住所 又は 最寄りの施設等	町 番地	
施設名		

◎次のいずれかに○印をお願いします。

<input type="checkbox"/>	①最寄りの自治会への加入について相談したい。
<input type="checkbox"/>	②近隣世帯で新しい自治会を結成したいので、相談したい。
<input type="checkbox"/>	③まずは、話を聞いてみたい。
<input type="checkbox"/>	④その他()

※なお、自治会へ情報提供する場合は、本人の承諾を得て行います。電話で相談することもできます。

【コミュニティセンター一覧】

地域	センター名	電話番号	FAX	地域	センター名	電話番号	FAX
出雲地域	今市	21-5318	24-1706	平田地域	檀山	63-1375	63-1425
	大津	21-0172	21-4215		栗	67-0020	67-0063
	塩治	21-0248	21-3837		北浜	66-0002	66-0016
	古志	21-0925	21-1066		佐香	68-0031	68-0063
	高松	21-0671	21-0682		伊野	69-1526	69-1530
	四給	21-0369	21-0370	斐川地域	須佐	84-0113	84-1466
	高浜	21-0948	21-0949		窪田	85-2585	85-2598
	川跡	21-0694	21-0724		多伎	86-2853	86-2854
	鷺原	21-0174	21-0176		湖陵	43-2480	43-3737
	上津	48-0301	48-0361		大社	53-5440	53-5498
平田地域	糠原	48-0001	48-0048	大社地域	荒木	53-5440	53-5443
	朝山	48-0201	48-0244		逢根	53-5629	53-5548
	乙立	45-0216	45-0218		日御崎	54-5443	54-5446
	神門	21-1038	21-1056		鷺原	53-5635	53-5644
	神西	43-1001	43-9035		荘原	72-4600	72-4602
	長浜	28-0215	28-0677		出西	72-9204	72-9206
	平田	63-1385	63-1368		阿宮	72-9142	72-9152
	灘分	63-1371	63-1364		伊波野	72-1311	72-1322
	園富	63-1372	63-1370		直江	72-5282	72-5286
	西田	63-1373	63-1346		久木	72-7474	72-7476
湖洲	66-0001	66-0059	出東	62-5033	62-5039		
久多美	63-1374	63-1423					

出雲市役所 総合政策部 自治振興課 ☎21-6619 FAX21-6599

自治会加入促進に関する相談窓口は、 各地区コミュニティセンター

又は

出雲市役所自治振興課 電話 21-6619



出雲市コミュニティセンター一覧							
地域	名称	電話番号	FAX	地域	名称	電話番号	FAX
出雲地域	今市	21-5318	24-1706	平田地域	檜山	63-1375	63-1425
	大津	21-0172	21-4215		東	67-0020	67-0063
	塩冶	21-0248	21-3837		北浜	66-0002	66-0016
	古志	21-0925	21-1066		佐香	68-0031	68-0063
	高松	21-0671	21-0682		伊野	69-1526	69-1530
	四絡	21-0369	21-0370		佐田地域	須佐	84-0113
	高浜	21-0948	21-0949	窪田		85-2585	85-2598
	川跡	21-0694	21-0724	多伎地域	多伎	86-2853	86-2854
	鳶巣	21-0174	21-0176	湖陵地域	湖陵	43-2480	43-3737
	上津	48-0301	48-0361	大社地域	大社	53-4494	53-4498
	稗原	48-0001	48-0048		荒木	53-5440	53-5443
	朝山	48-0201	48-0244		遙堪	53-5529	53-5548
	乙立	45-0216	45-0218		日御碕	54-5443	54-5446
	神門	21-1038	21-1056		鵜鷺	53-5635	53-5644
	神西	43-1001	43-9035		斐川地域	莊原	72-4600
	長浜	28-0215	28-0677	出西		72-9204	72-9206
平田地域	平田	63-1385	63-1368	阿宮		72-9142	72-9152
	灘分	63-1371	63-1364	伊波野		72-1311	72-1322
	国富	63-1372	63-1370	直江		72-5282	72-5286
	西田	63-1373	63-1346	久木		72-7474	72-7476
	鰐淵	66-0001	66-0059	出東	62-5033	62-5039	
	久多美	63-1374	63-1423				